

高齢者施設の体制一覧表

【参考資料】

	サービス付き 高齢者向け住宅 住宅型			介護付				
	高齢者向け 優良賃貸住宅	有料老人ホーム	軽費老人ホーム (ケアハウス)	特定施設入居者 生活介護	認知症高齢者 グループホーム	介護老人福祉施 設(特別養護 老人ホーム)	介護老人 保健施設	介護療養型 医療施設
	[特定施設入居者生活介護の指定を受けない場合]							
基本的 性格	高齢者のための 住宅	高齢者のための 生活施設	高齢者のための 生活施設	要介護高齢者も生 活できる高齢者の ための生活施設	認知症高齢者の ための共同生活 住居	要介護高齢者の ための生活施設	要介護高齢者が在 宅復帰を目指すリ ハビリテーション施設	重医療・重介護 高齢者の長期療 養施設
主な 設置主体	限定なし	限定なし	・地方公共団体 ・社会福祉法人 ・社会福祉法の規 定により都道府 県知事の許可を 受けた者	限定なし	限定なし	・地方公共団体 ・社会福祉法人	・地方公共団体 ・医療法人 ・社会福祉法人	・療養病床等を 有する病院又 は診療所
主な人員 配置基準	——	施設長 生活相談員 介護職員 看護職員 栄養士 機能訓練指導員	単独設置・入居 者100人の場合 事務員1人 生活相談員1人 介護職員3人 栄養士1人	要介護者である 入居者100人の 場合 管理者1人 生活相談員1人 介護職員・看護 職員の総数34人 (うち看護職員3 人以上) 機能訓練指導員1人 ケアマネ1人	入居者9人の1 ユニットの場合 管理者1人 日中 介護職員3人 夜間 夜勤職員1人 ケアマネ1人	入所者100人の 場合 医師1人 (非常勤可) 生活相談員1人 介護職員・看護 職員の総数34人 (うち看護職員3 人以上) 栄養士1人 機能訓練指導員1人 ケアマネ1名	入所者100人の 場合 医師1人 (常勤) 薬剤師1人 介護職員・看護 職員の総数34人 (うち看護職員 10人程度) PT又はOT1人 栄養士1人 ケアマネ1人	入所者100人の 場合 医師3人 (うち常勤1人) 薬剤師1人 看護職員17人 介護職員17人 PT・OT適当数 栄養士1人 ケアマネ1人

		サービス付き 高齢者向け住宅 住宅型			介護付				
		高齢者向け 優良賃貸住宅	有料老人ホーム	軽費老人ホーム (ケアハウス)	特定施設入居者 生活介護	認知症高齢者 グループホーム	介護老人福祉施 設(特別養護 老人ホーム)	介護老人 保健施設	介護療養型 医療施設
		[特定施設入居者生活介護の指定を受けない場合]							
施設等 の主な 基準	戸数 定員	5戸以上	——	原則20人以上	——	1ユニット当たり 5人以上9人以下 で2ユニットまで	——	——	——
	住戸 (室) 規模	25㎡/戸以上 (グループ居住の 場合18㎡/戸 以上)	介護居室の場合 13㎡/室以上	21.6㎡/室以上 (ユニット型の場 合15.63㎡以上)	個室でプライバ シーの保護に配 慮し、介護を行 える適当な広さ	7.43㎡以上	1室4人以下で 1人当たり 10.65㎡以上 (ユニット型の場 合、個室で13.2 ㎡以上)	1室4人以下で 1人当たり8㎡ 以上 (ユニット型の場 合、個室で13.2 ㎡以上)	1室4人以下で 1人当たり6.4 ㎡以上 (ユニット型の場 合、個室で13.2 ㎡以上)
医療サー ビスの提 供方法		緊急時に対応で きる体制を整備 して外部の医療 機関により対応 (診療報酬)	協力医療機関を 定めて対応 (診療報酬)	疾病時には医療 機関に連絡 (診療報酬)	協力医療機関を 定めて対応 (診療報酬)	協力医療機関を 定めて対応 (診療報酬)	健康管理や療養上 の指導は配置医師 が対応(介護報酬) + 配置医師で対応で きない場合には外 部の医療機関によ り対応(診療報酬)	比較的安定してい る病状に対する医 療は配置医師が対 応(介護報酬) + 配置医師で対応で きない場合には外 部の医療機関によ り対応(診療報酬)	配置医師による 医療提供 (介護報酬)
介護サー ビスの提 供方法		外部の事業者が介護サービスを提供				施設が介護サービスを提供(介護報酬)			